

金山駅周辺地区エリア防災計画

令和 2 年 3 月

(令和 3 年 3 月一部変更)

金山駅周辺地区帰宅困難者対策協議会

【 目 次 】

はじめに	1
1. 本地区における滞在者等の安全の確保に関する基本的な方針		
1－1. 本地区におけるエリア防災計画の意義	2
1－2. エリア防災計画の策定主体と対象地区	3
1－3. 計画検討の前提条件		
(1) 対象とする災害	5
(2) 想定する地震と被害想定	5
1－4. 本地区の現況		
(1) 土地利用	10
(2) 公園等	11
1－5. 帰宅困難者の推計	12
1－6. エリア防災計画の基本方針と目標		
(1) 本計画の基本方針	13
(2) 本計画で掲げる目標	13
2. 本地区における滞在者等の安全の確保のために実施する事業及び事務		
2－1. 発災時に実施する事務や平常時における準備等		
2－1－1. 基本的な流れ	14
2－1－2. 誘導の方向性	15
2－2. 都市再生安全確保施設の整備及び管理		
(1) 一時避難場所	16
(2) 退避施設	16
2－3. 都市再生安全確保施設の位置図	17
おわりに	18
参考－1 用語の定義	19
参考－2 「退避施設開設・運営ガイドライン（試行版）」の概要	20
参考－3 「情報伝達ガイドライン」の概要	26
参考－4 帰宅困難者等の推計について	31

はじめに

平成 24 年 4 月に都市再生特別措置法が改正（7 月 1 日施行）され、都市再生安全確保計画制度が創設された。これは都市再生緊急整備地域において、官民連携により多様な主体で構成される協議会が主体となって作成し、その地区の「都市機能の継続」および「滞在者の安全確保」を目的とした計画を作成・実践することで地区の防災対応力強化を図るものである。

一方、都市安全確保促進事業制度において、1 日あたりの乗降客数が 30 万人以上の主要駅周辺においては、都市再生安全確保計画に準じた計画として、「エリア防災計画」を策定することができるところであり、1 日あたり約 46 万人の乗降客数を擁する金山駅の駅周辺はこの条件に該当している。

また、平成 29 年 3 月に名古屋市が策定した「金山駅周辺まちづくり構想」の基本方針の 1 つに「地域防災力の強化」があげられている。そこで、滞在者の安全安心が確保された災害に強いまちづくりを進める目的として、施設管理者、商店街関係者、鉄道事業者、地域のまちづくりに携わる団体及び行政機関等で構成する「金山駅周辺地区帰宅困難者対策協議会」を設置し、大規模災害時に発生する帰宅困難者への対策が強く求められている金山駅周辺地区（以下、本地区）を対象に、「金山駅周辺地区エリア防災計画」（以下、本計画）を策定するものである。

1．本地区における滞在者等の安全の確保に関する基本的な方針

1－1．本地区におけるエリア防災計画の意義

2002（平成14）年3月の金山北地区整備計画の策定から10年以上が経ち、これまでアスナル金山の開発など、金山北地区を中心としたまちづくりが展開され、またそれに伴い、人の流れや開発動向に変化が見られ、金山総合駅の一日の乗降客数が中部圏で名古屋駅に次いで2番目となっている一方で、防災面などの新たな課題も顕在化しつつある。

また、名古屋開府から名古屋の発展を支えてきた名古屋城と熱田神宮を結ぶ歴史的な都市軸上に位置するとともに、海外との玄関口である中部国際空港（セントレア）と、2027（令和9）年に開業を予定しているリニア中央新幹線の東京との玄関口となる名古屋駅とを結ぶこれからの人々の動線軸上にも位置しており、この2つの軸のクロスポイントとなっている金山の位置づけは、今後さらに高まり、都市機能の集積など新たな役割を果たすことが大いに期待されている。

このような経緯や現状を踏まえ、名古屋市においては、平成29年3月に「金山駅周辺まちづくり構想」を策定するとともに、構想の実現に向けた各種取組が開始されているが、今後の土地利用更新や土地の高度利用進展等により、老朽化した建物の機能更新および新たなオープンスペースの確保といった、防災性能の高い施設や空間が整備される一方で、鉄道の結節機能や新たな都市機能集積を背景とした、災害時における帰宅困難者が発生する可能性があると考えられる。

このような課題認識に立ち、大規模な災害が発生した場合における金山駅周辺の滞在者等の安全確保のために、地区が抱える災害リスクへの対応として「本計画」を作成し、地域防災力の向上を図る。

1 – 2. エリア防災計画の策定主体と対象地区

本計画は、官民連携による計画検討・推進体制を構築するため、都市安全確保促進事業制度要綱（平成24年6月14日 国都まち第21号）第2条の規定に基づき設置された「金山駅周辺地区帰宅困難者対策協議会」（平成30年11月27日設置）を策定主体とする。

本協議会は、地区内の退避場所等を保有する施設管理者、多くの来訪者を抱える大規模商業施設や商店街の関係者、大規模ホールの管理者や鉄道事業者、また地域のまちづくりに携わる団体及び関連する行政機関等で構成している。

表 1-1 金山駅周辺地区帰宅困難者対策協議会の構成員

区分	構成団体	構成員
行政関係者	中部地方整備局	建政部計画管理課長 建政部都市整備課長
	愛知県防災安全局	災害対策課長
	愛知県警察本部	災害対策課長 交通規制課長
	愛知県中警察署	警備課長
	愛知県熱田警察署	警備課長
	名古屋市観光文化交流局	文化振興室長
	名古屋市中区役所	区政部総務課長
	名古屋市熱田区役所	区政部総務課長
	名古屋市中消防署	副署長
	名古屋市熱田消防署	副署長
施設管理者等	イオンリテール株式会社東海カンパニー	人事総務部 エリア政策推進チーム
	金山商店街振興組合	理事長
	金山橋連合商店街振興組合	理事長
	(公財)名古屋まちづくり公社	事業部長
鉄道事業者	東海旅客鉄道株式会社	東海鉄道旅客本部管理部総務課長
		計画部管理課長
	名古屋鉄道株式会社	総務部総務担当課長 兼 リスクマネジメント担当課長
		営業本部総務部総務課長
	名古屋市交通局	営業本部電車部運輸課長
事務局	名古屋市防災危機管理局	危機対策室長
	名古屋市住宅都市局	都市整備部まちづくり企画課長

本計画の対象地区は、駅利用者の圏域を想定し、金山駅を中心とする概ね1,000mの範囲や、隣接する駅との中心線をもとに設定しており、次頁に示す。

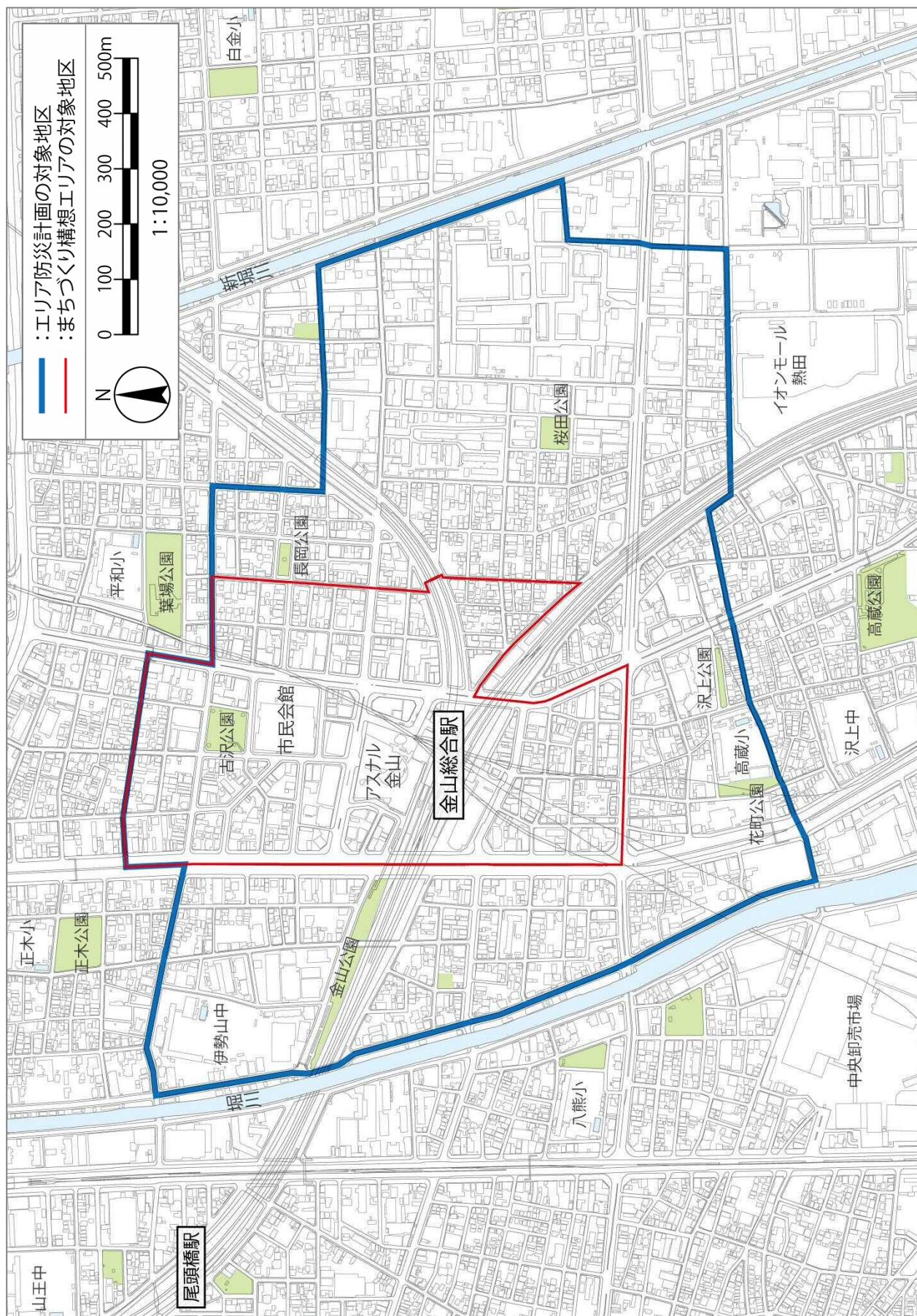


図 1-1 計画の対象地区

1 – 3. 計画検討の前提条件

(1) 対象とする災害

都市安全確保促進事業制度の目的である、大規模な地震が発生した場合とし、名古屋市域で発生する震度 6 弱以上の地震を対象とする。

なお、過去の大雨時には、多くの人が滞留していることから、引き続き大雨時の対応についても検討していく。

(2) 想定する地震と被害想定

本計画の検討に用いる前提条件として、中央防災会議 防災対策推進検討会議の南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループがとりまとめた「南海トラフ巨大地震の被害想定について（平成 24 年 8 月 第一次報告、平成 25 年 3 月 第二次報告）」による知見を踏まえ、災害発生時のライフライン、交通機関の被災状況を想定する。

表 1–2 想定する地震

想定する地震	南海トラフ巨大地震（平成 24 年 8 月 第一次報告）
地震動	・震度 6 強～6 弱の揺れが 3 分程度、立つこともできない状態がしばらく続く、震度 4 以上の余震が頻繁に起こる。
津波	・地震発生後 1 時間 40 分程度で港区に津波第 1 波が到達する。 ※当地区での具体的な浸水被害等及びその影響は、現時点では考慮しない。

表 1–3 交通機関・ライフラインの被害想定（県内、東海地域の状況）

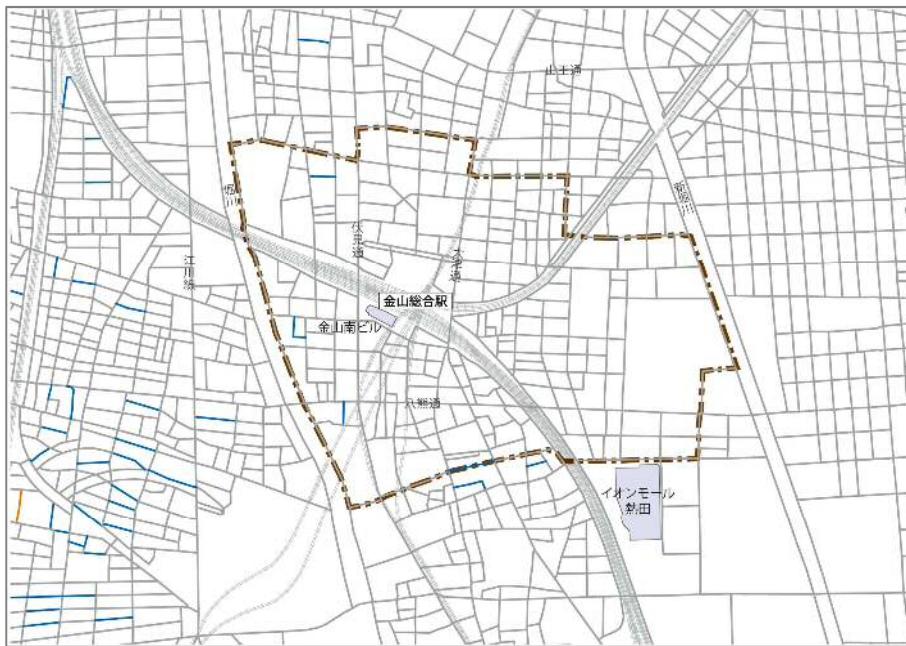
交通機関 ライフライン	鉄道	・愛知県内の全線で、軌道変状のほか電柱、架線、高架橋の橋脚等に被害が生じ不通となる。 ・3 日～1 週間後は、各在来線は応急復旧作業中であり不通のままである。1 か月後には、津波被害を受けていないエリアの一部復旧区間で折り返し運転が開始され、震度 6 弱以上の揺れを受けた路線の約 50%が復旧する。
	電気	・発災直後は東海三県の約 9 割で停電。需給バランス等に起因した停電は、供給ネットワークの切替等により 3 日程度で多くが解消されるが、東海三県では 1 ～ 5 割の停電が継続。1 週間後には、電柱（電線）被害等の復旧も進み、約 9 割以上の停電が解消する。
	ガス	・発災直後は東海三県の約 2 ～ 6 割で供給停止。安全点検やガス導管等の復旧により供給停止が徐々に解消され、約 6 週間後に大部分が復旧する。
	上水道	・発災直後は東海三県の約 6 ～ 8 割が断水。1 か月後には 1 ～ 2 割で断水状態が続く。
	下水道	・発災直後は東海三県の 9 割が利用困難となる。1 か月後には 9 割以上の利用支障が解消する。
	通信	・固定電話は、東海三県で約 9 割が通話支障（通話規制除く）。停電による不通は数日間で解消し、通信設備の被災の影響も 1 週間後にはほぼ復旧する。 ・携帯電話は、被災直後は輻輳により大部分の通話が困難。非常用電源の電力供給が停止する 1 日後に停波基地局率は最大となる。基地局の停電による広域的な不通は数日間で解消する。

「南海トラフ巨大地震の被害想定について」(平成 26 年 2 月 名古屋市消防局) 等に基づく、本地区における災害発生危険性を以下に整理する。

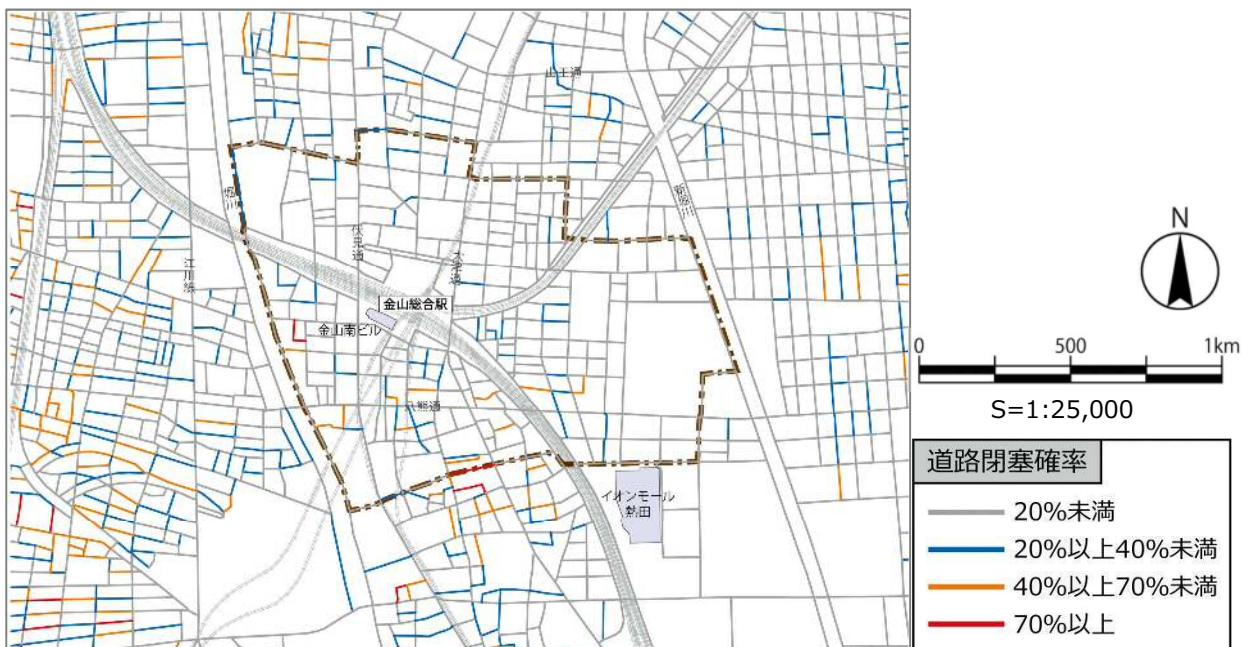
①道路閉塞

建物倒壊や倒壊危機、液状化等から、本地区においても道路閉塞が発生する可能性があり、金山駅の南側や東側の狭幅員街路が多いエリアで、歩行に支障がある状況が発生する可能性がある。

<過去の地震を考慮した最大クラス>



<あらゆる可能性を考慮した最大クラス>



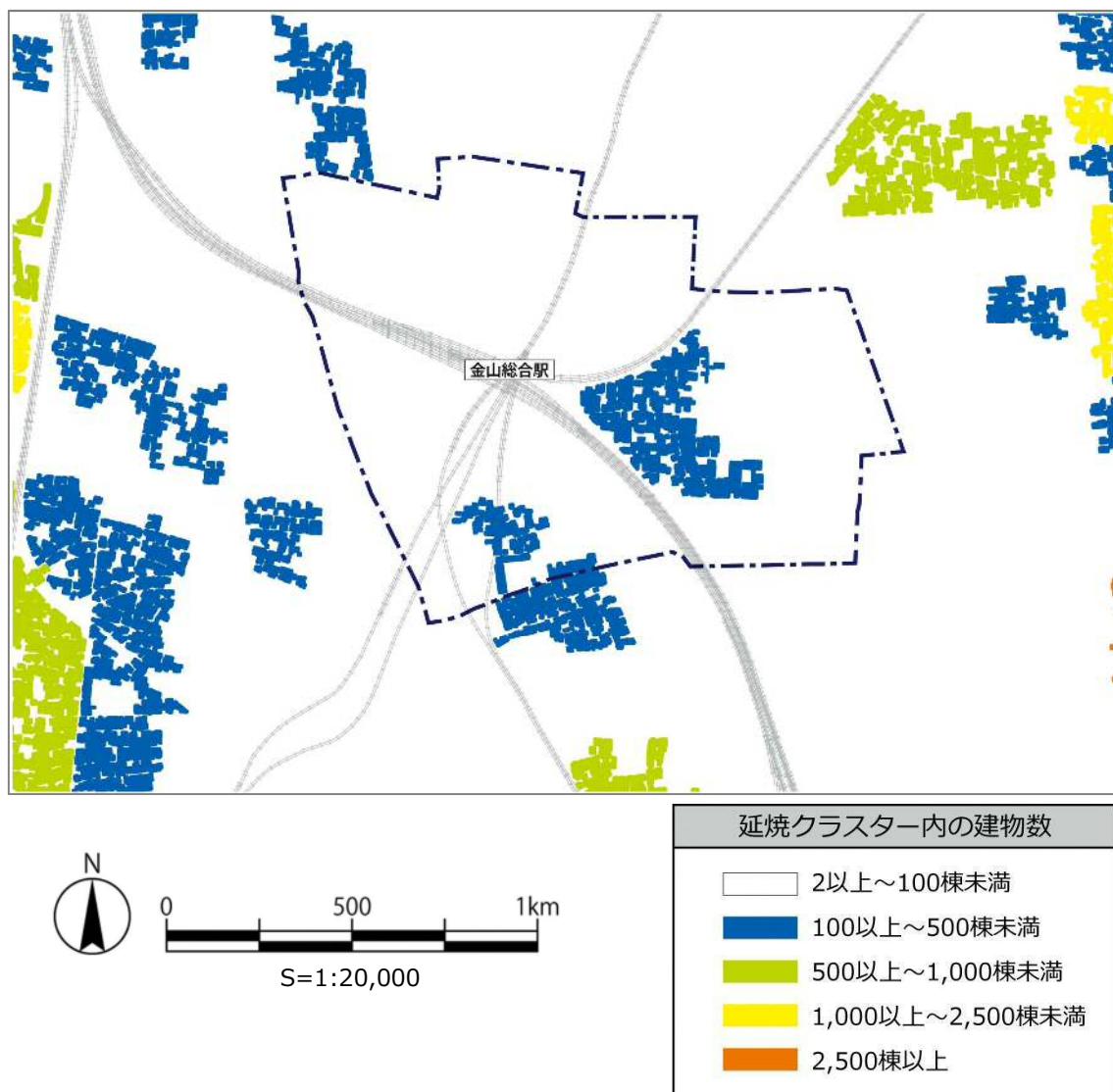
資料：「震災に強いまちづくり方針」(平成 27 年 1 月、名古屋市) より作成

図 1-2 道路閉塞確率

②火災延焼の危険性

延焼クラスターとは、市街地の火災に対する潜在的な延焼危険性を評価する指標で、出火を放置した場合に最終的に焼失する可能性がある建築群を示している。

本地区では、金山駅東側の波寄町等のエリアで、火災延焼による被害発生の可能性がある。



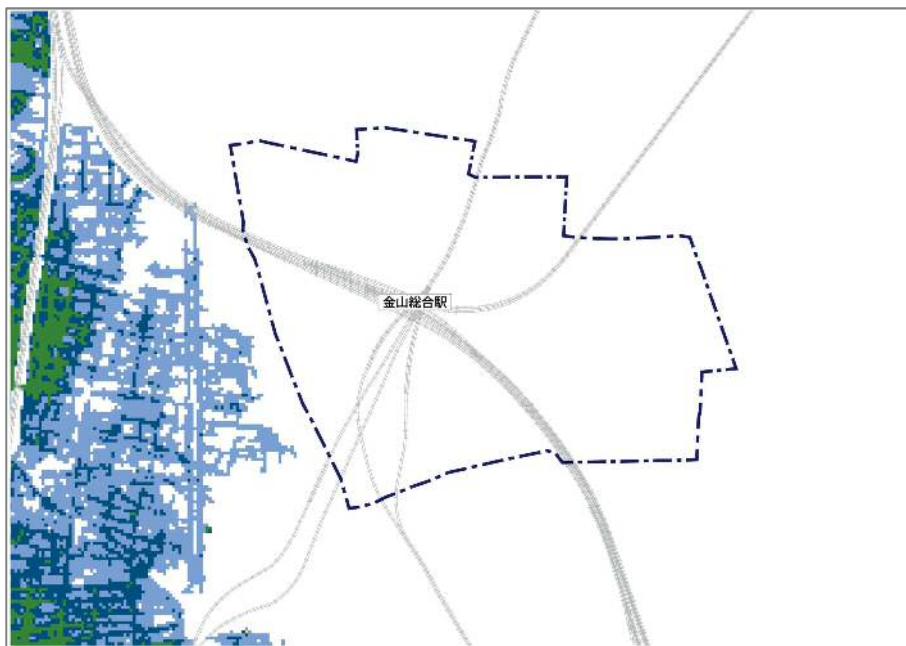
資料：「震災に強いまちづくり方針」（平成 27 年 1 月、名古屋市）より作成

図 1-3 火災延焼の危険性（延焼クラスター）

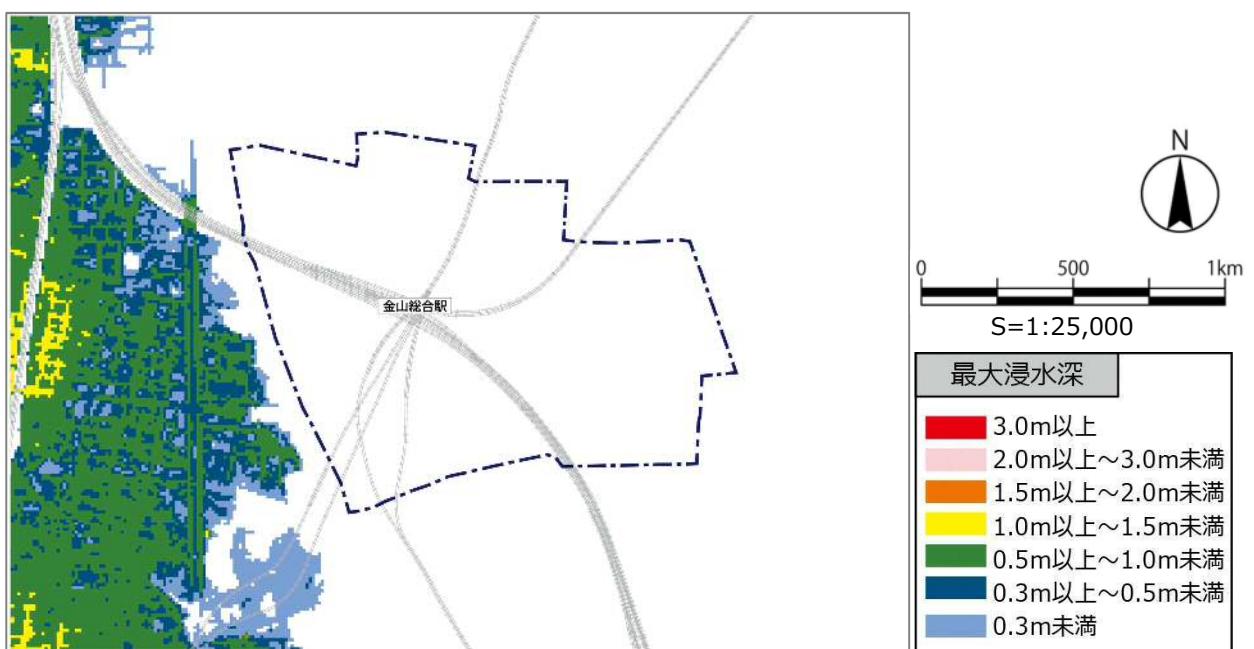
③津波浸水

本地区においては津波浸水の発生可能性はない。

＜過去の地震を考慮した最大クラス＞



＜あらゆる可能性を考慮した最大クラス＞



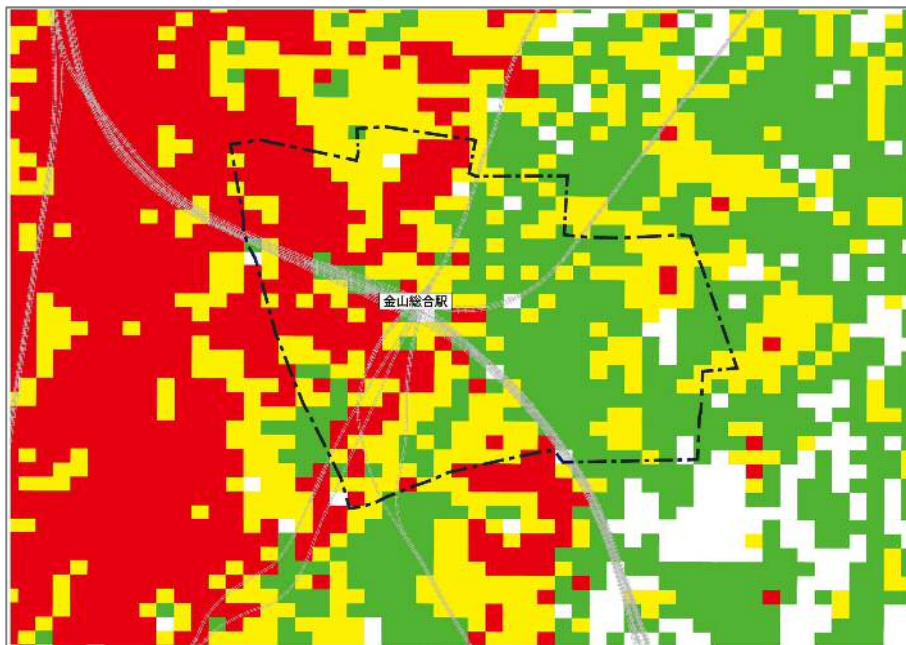
資料：「南海トラフ巨大地震の被害想定について」（平成 26 年 2 月）より作成

図 1-4 津波浸水深・浸水域

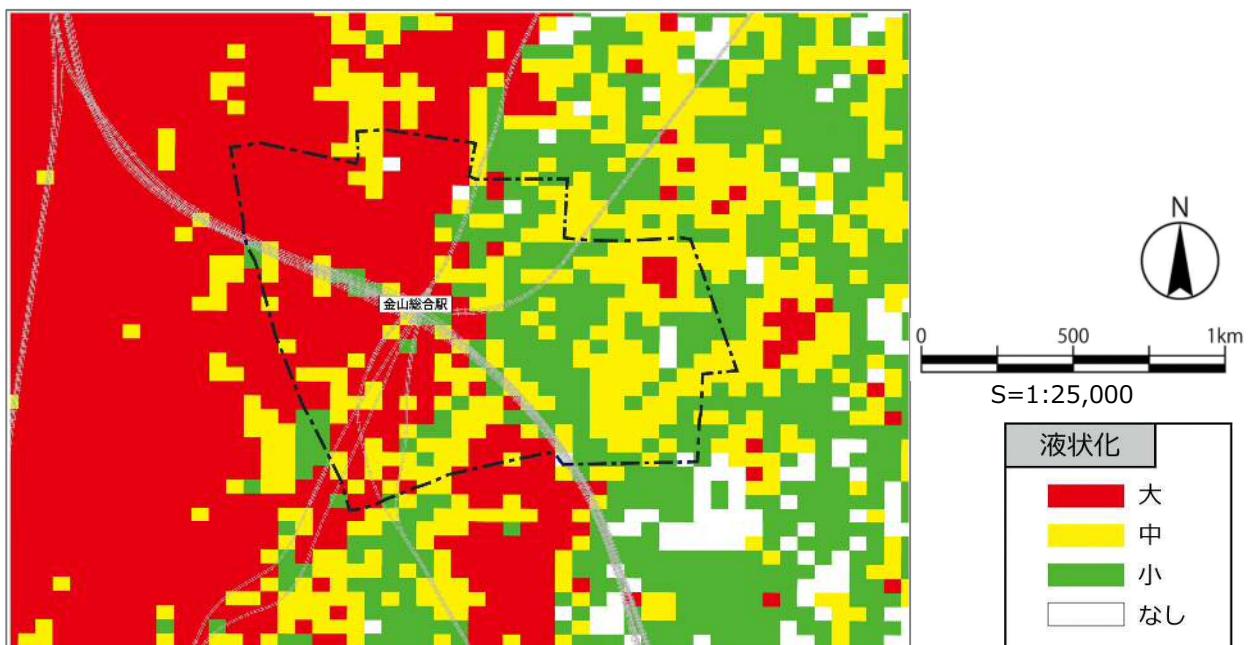
④液状化の可能性

本地区では液状化が生じる可能性が高く、特に、金山駅周辺および金山駅より西側のエリアで派生可能性が高くなっている。

＜過去の地震を考慮した最大クラス＞



＜あらゆる可能性を考慮した最大クラス＞



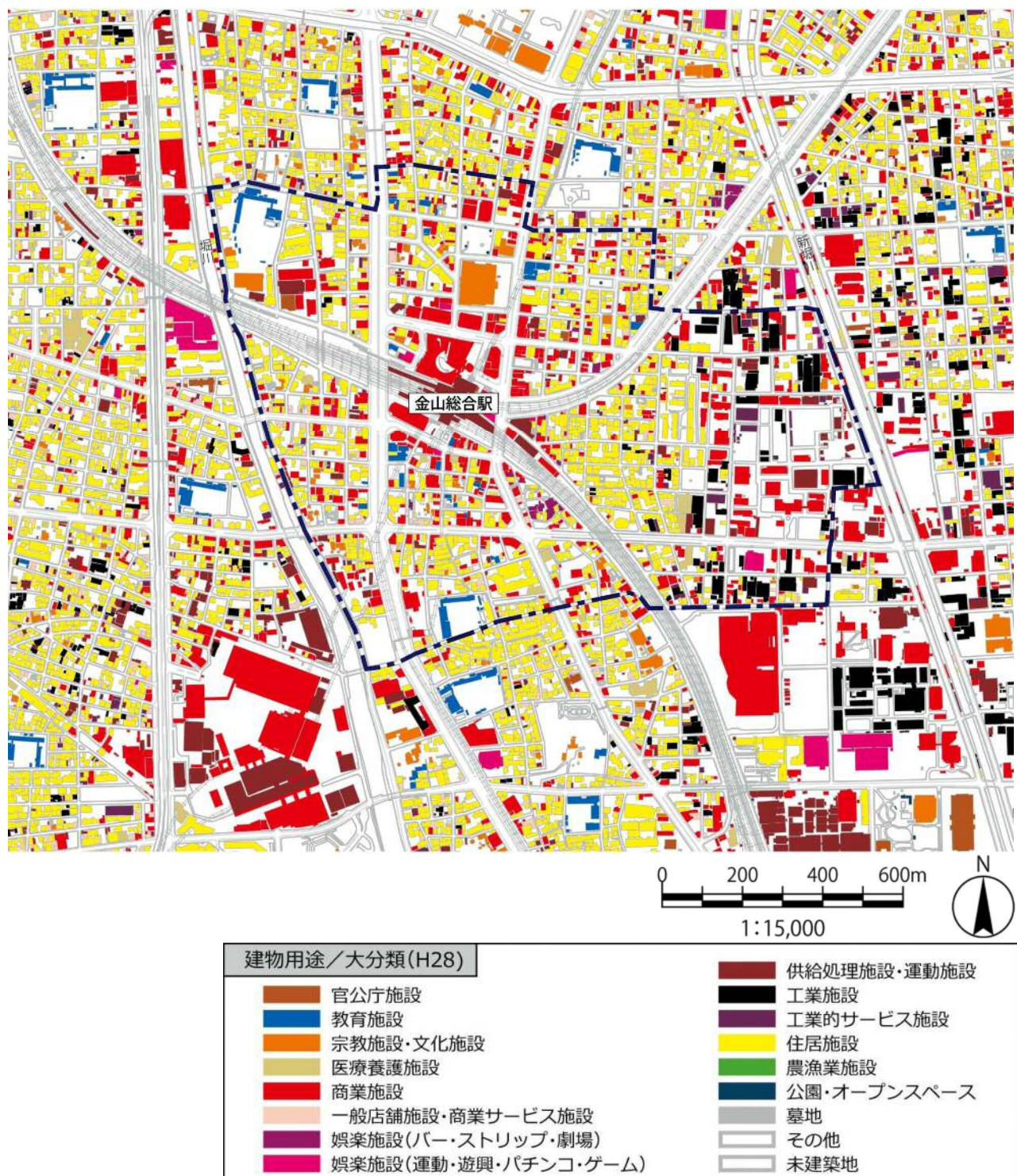
資料：「南海トラフ巨大地震の被害想定について」（平成 26 年 2 月）より作成

図 1-5 液状化の可能性

1-4. 本地区の現況

(1) 土地利用

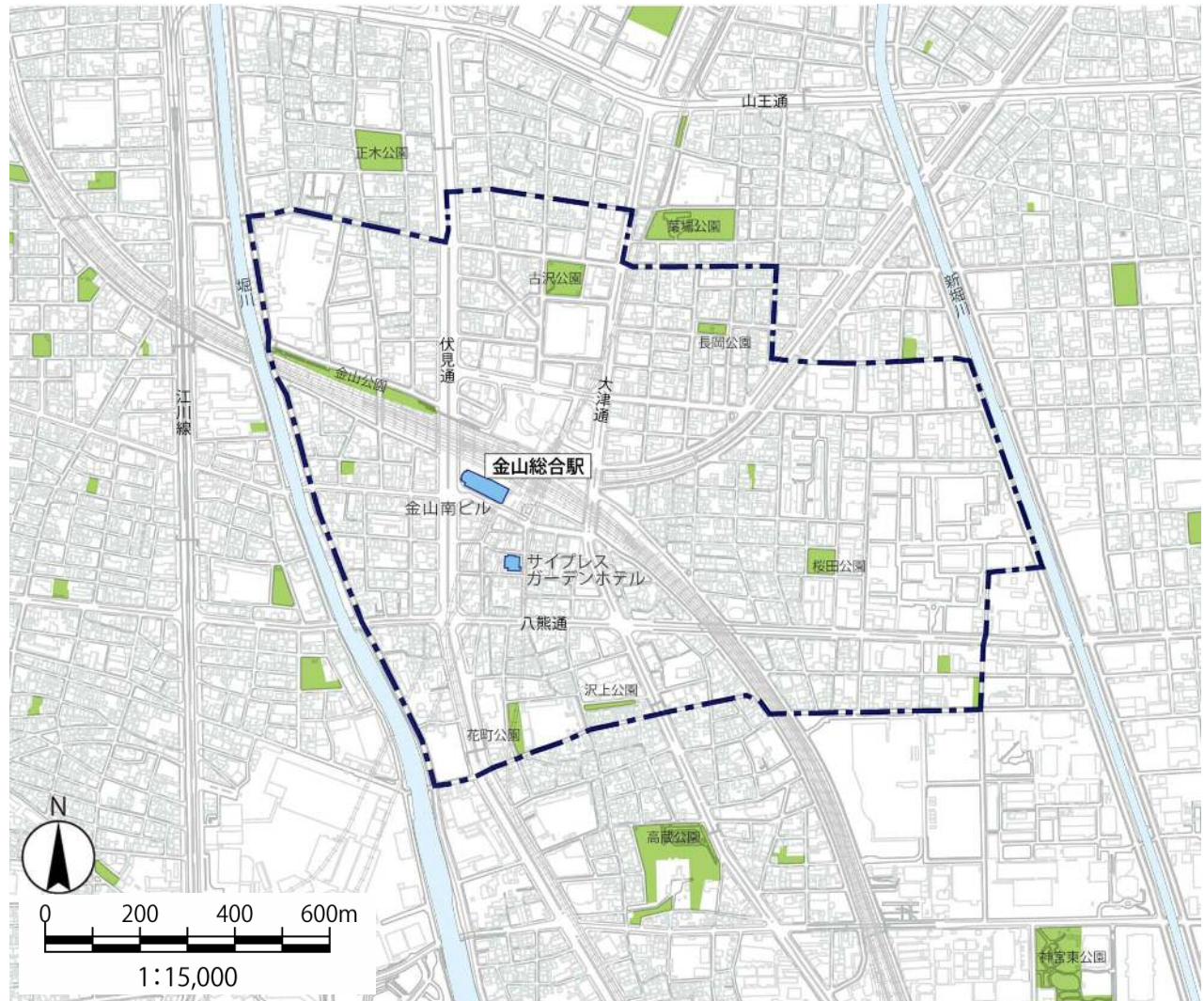
本地区においては、小規模な住商混用建物や中層マンション等が周辺部にみられるとともに、金山駅周辺を中心としてアスナル金山、イオン金山店といった商業施設、日本特殊陶業市民会館（名古屋市民会館）及び商店街等が立地している。



(2) 公園等

本地区北側に街区公園（古沢公園）が設置されているほか、数か所の街区公園が存在している。また、金山駅南側に公開空地が2か所（金山南ビル、サイプレスガーデンホテル）設置されている。

また、駅の南北をつなぐ通路として「金山総合駅連絡通路橋」がある。



資料：名古屋市都市計画基礎調査（平成 28 年）データより作成

図 1-7 公園等の状況

1-5. 帰宅困難者の推計

帰宅困難者の推計として、本地区には最大となる平日 11 時の時点で 15,500 人の滞在者・来訪者が見込まれる。そのうち徒歩で帰宅可能な 10,000 人を除いた 5,500 人が帰宅困難者となる可能性があり、発災直後の 15,500 人ならびに 5,500 人への対応が課題となる。

施設管理者等が滞在者への対応を行った場合、行き場のない帰宅困難来訪者は 1,600 人となり、本計画で対応していく必要がある。

なお、平日の対応だけでなく、休日のイベント時における来訪者の増加や、今後の金山駅周辺まちづくりに伴う来訪者の増加への対応についても検討していく必要がある。



※帰宅困難者等の推計については、31 ページ「参考－4 帰宅困難者等の推計について」を参照。

※推計値には、津波による帰宅困難の増加、エリア外からの流入は含まない。

図 1-8 金山駅周辺地区における滞在者・来訪者、帰宅困難者の推計

1－6. エリア防災計画の基本方針と目標

(1) 本計画の基本方針

本地区は来街者も多く、発災時には帰宅困難への対応が求められることから、行政をはじめ多様な主体が連携・協力して総合的な防災対策を推進することで、本地区的防災力を強化し、地域のポテンシャルの向上を図る。

(2) 本計画で掲げる目標

- ・既存施設等を活用した安全な滞留空間を確保するとともに、将来の開発整備や機能更新に合わせ、都市再生安全確保施設の充実を図る。
- ・災害時における情報伝達ルール等を確立し、関係者への周知と協力を求めることにより、本地区的防災意識の向上を図る。
- ・避難場所の周知や案内の充実により、発災時に安全かつ速やかに避難できるような広域避難場所の活用を図る。

2. 本地区における滞在者等の安全の確保のために実施する事業及び事務

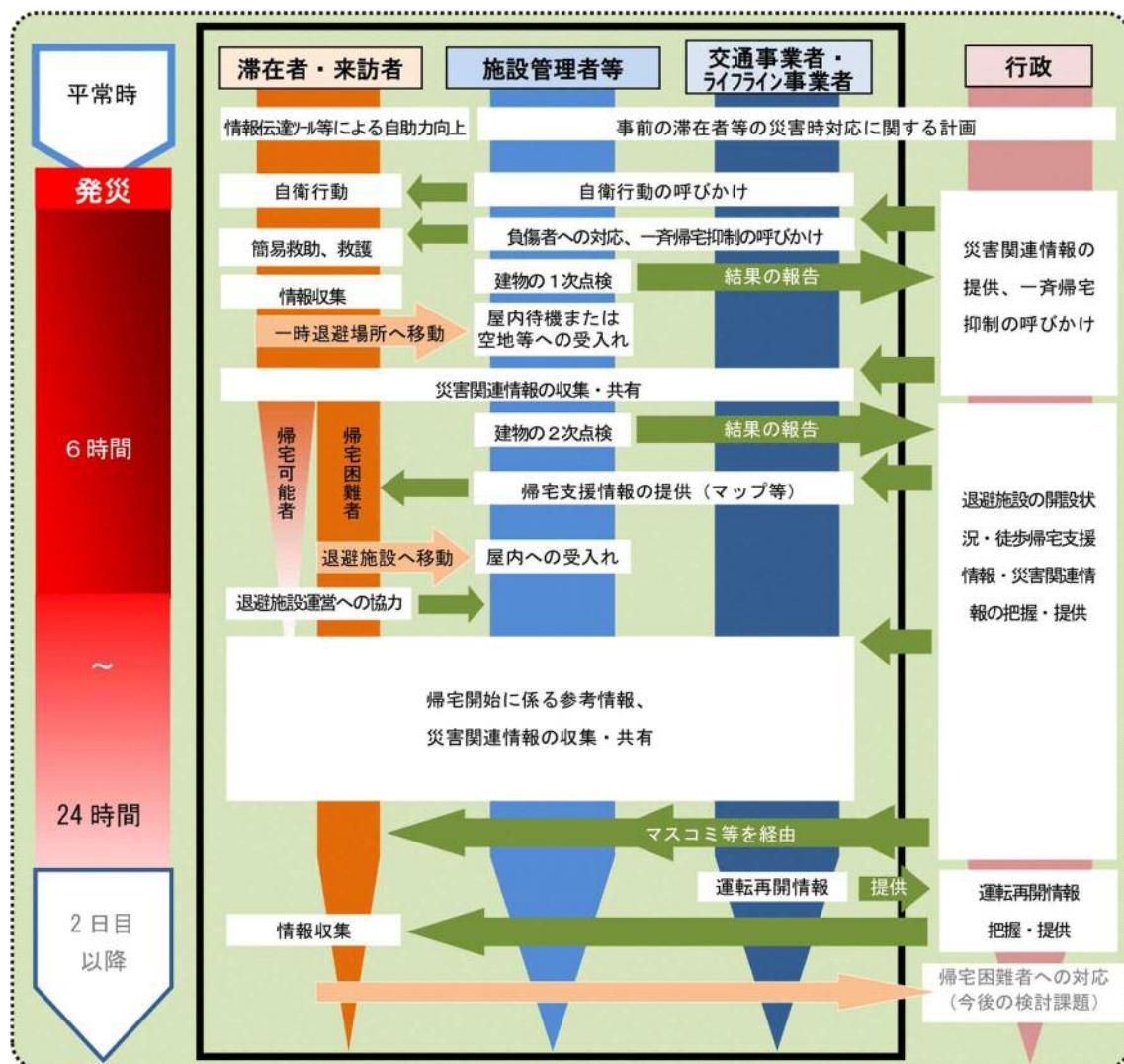
発災時に実施する事務や平常時における準備等や滞在者・来訪者の安全の確保のために実施すべき施設整備・管理といったソフト・ハード対策について記載する。

なお、本計画には事業実施主体の合意を得られた事業、事務等を記載しており、今後も引き続き協議・調整を行い、必要に応じて改定を行う。

2-1. 発災時に実施する事務や平常時における準備等

2-1-1. 基本的な流れ

滞在者・来訪者の安全の確保を図るために対策を考える基本的な流れとして、以下のようなフローを想定し、一斉帰宅抑制のための対策、一時避難場所等への避難誘導、避難施設の開設・運営及び災害関連情報の収集・提供といった事務を発災後の対応として実施する。また、発災時の円滑な対策実施に向け、訓練の実施など平常時からも取組みを行う。



※各情報の提供・報告は可能な範囲で実施することとする。

図 2-1 滞在者・来訪者の安全確保に向けた基本的な流れ

2-1-2. 誘導の方向性

発災後における滞在者・来訪者への働きかけ、誘導は以下のように考える。

- ①発災直後は、安全確認がとれた建物においては屋内待機とし、その他は一時退避場所または近隣の広域避難場所等へ誘導する。
- ②発災から6時間までの間は、徒歩帰宅可能者に対しては道路が混雑しないように順番に徒歩帰宅を支援し、帰宅困難来訪者に対しては建物の安全点検完了後に退避施設へ受け入れる。
- ③発災後6時間から24時間までの間は、退避施設で退避し、帰宅に向けて他地区へ移動を開始する。

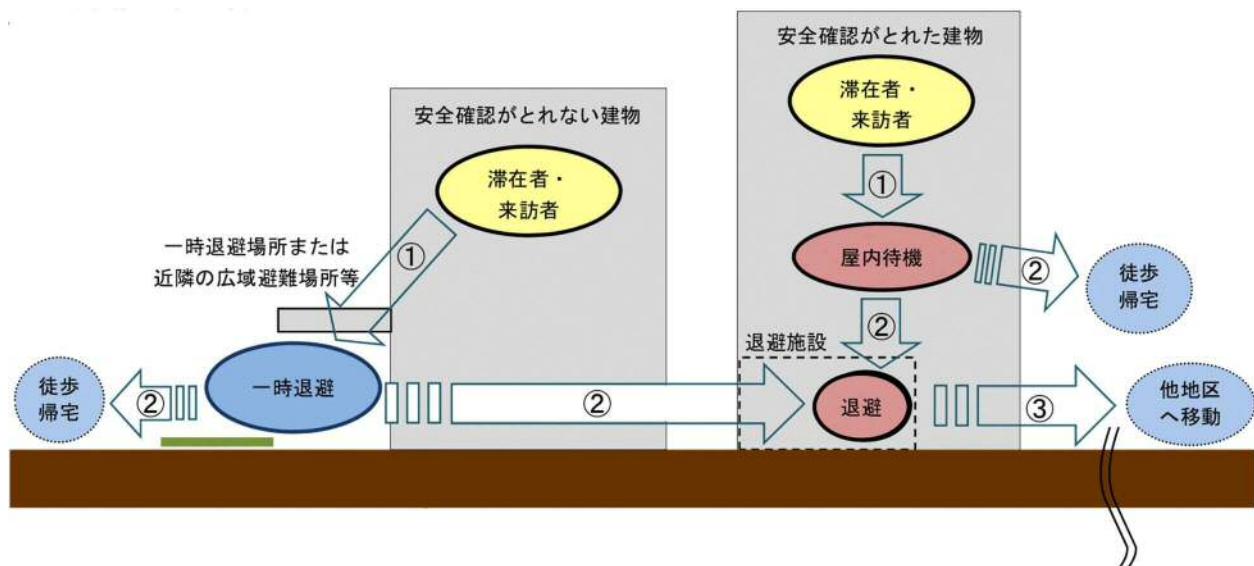


図2-2 滞在者・来訪者の誘導の考え方

2 – 2. 都市再生安全確保施設の整備及び管理

(1) 一時退避場所

地震発生時に建物から滞在者・来訪者が一斉に屋外へ出た場合、人々が留まる空間が不足する恐れがあり、車道にあふれるような事態が起きないよう身の安全を確保できる一時退避場所の整備・確保が必要となる。

災害時の滞在者・来訪者の安全確保のため、以下に示す一時退避場所の整備および管理を行う。

表 2-1 金山駅周辺地区における一時退避場所

番号	施設名称	所有者	管理主体	施設概要	備考
1	地下鉄金山駅	名古屋市	名古屋市	コンコース	
				合計	約 2,400 人

一時退避場所は、管理主体が使用可能と判断した場合に限り開設されるものであり、使用できない場合もある。

所有者・管理主体は場所のみを善意により提供するものであり、一時退避場所内の安全確保は、退避者が原則自己の責任において行うものとする。

一時退避場所の収容人数は、一人あたり約1m²を基準に算出した。

(2) 退避施設

交通機関の停止により帰宅困難来訪者が一定期間地区内に留まることになるため、安全に風雨をしのぐことができる屋内の退避施設の整備・確保が必要となる。

防災性の高いまちを目指すために、最終的には、1人あたり 2.0 m²を基準に帰宅困難来訪者を収容できるスペースを確保していくが、退避施設はまだまだ不足している状況であるため、内閣府の作成したガイドラインを参考に、1人あたり 1.65 m²を基準に帰宅困難来訪者を収容できるスペースを確保していくことを当面の目標とする。

災害時の帰宅困難者の安全確保のため、以下に示す退避施設の整備および管理を行う。

表 2-2 金山駅周辺地区における退避施設

番号	施設名称	所有者	管理主体	施設概要	備考
1	イオンモール熱田	三菱 UFJ 信託銀行株式会社	イオンモール株式会社	商業施設	
2 (予定)	金山南ビル	公益財団法人名古屋まちづくり公社	公益財団法人名古屋まちづくり公社	宿泊・事務所等施設	
3	日本特殊陶業市民会館	名古屋市	共立・名古屋共立共同事業体	文化施設	
4	名古屋市音楽プラザ	名古屋市	共立・名古屋共立共同事業体	文化施設	
				合計	約 700 人

退避施設は、管理主体が開設可能と判断した場合に限り開設されるものであり、使用できない場合もある。

所有者・管理主体は場所のみを善意により提供するものであり、退避施設内の安全確保は、退避者が原則自己の責任において行うものとする。

退避施設は、「退避施設・運営ガイドライン（試行版）」に基づくマニュアル作成後、供用開始。

退避施設の収容人数には、発災後に屋内待機をする帰宅困難来訪者を含む。

本表に掲げる退避施設は、帰宅困難来訪者を、24 時間を限度として受け入れるための施設と定義する。

金山南ビルについては、改修工事後の令和 4 年春ごろから退避施設として使用可能となる予定である。

2 – 3. 都市再生安全確保施設の位置図

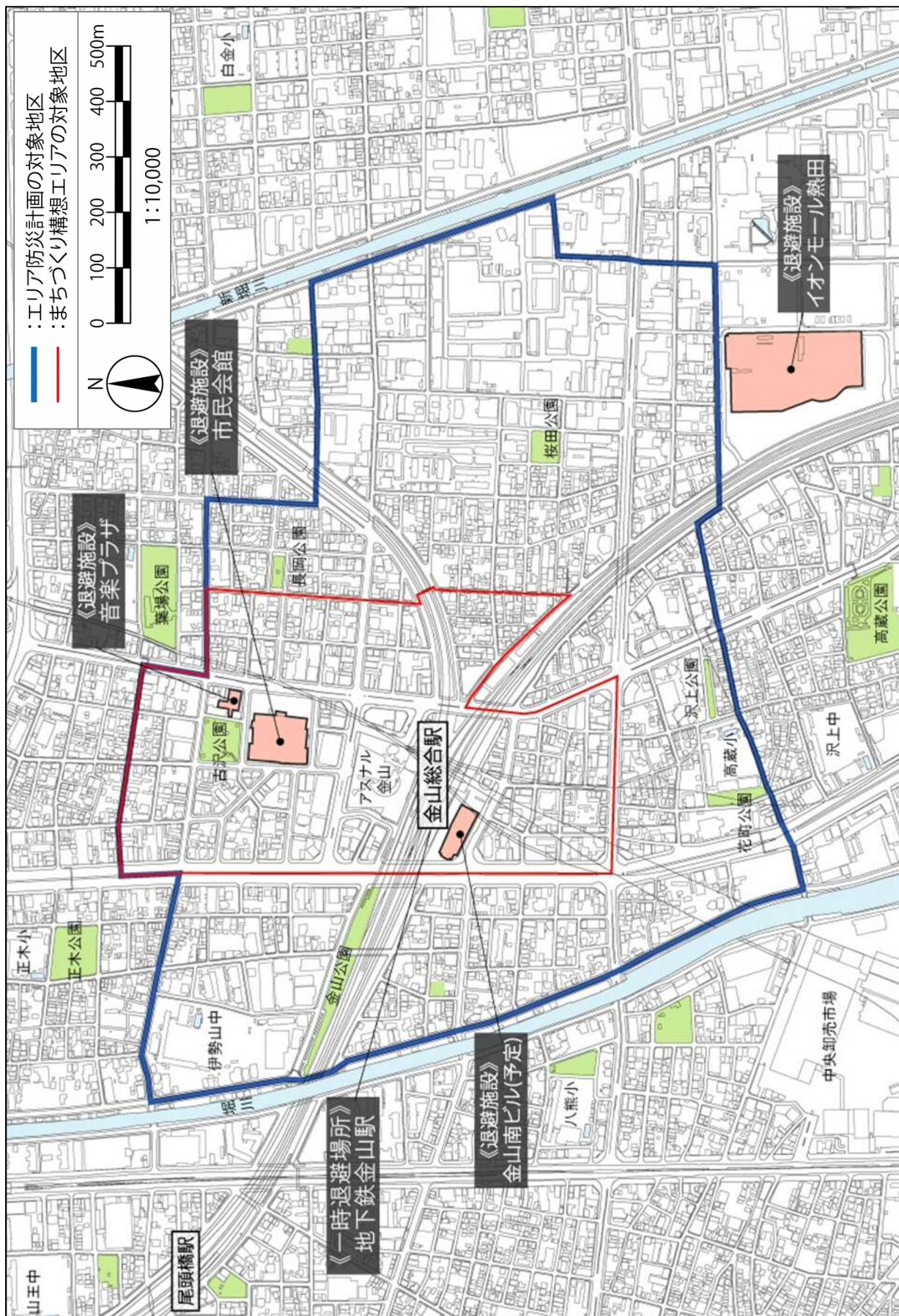


図 2–3 都市再生安全確保施設の位置図

おわりに

今回策定したエリア防災計画については、不足する退避施設の拡充など引き続き官民連携のもとで取り組むべき課題を有しており、引き続き計画内容の深度化とスケールアップを図っていく。

また、地区および地区周辺における大規模開発の進展など計画検討の前提条件の変化に伴い、計画に記載されている事業内容の変更や取組成果の検証が生じるなど、必要に応じて計画の改定・更新を行う。

さらに、計画内容の深度化等を図るうえで新たな関係者との連携が必要となる場合は、現在の金山駅周辺地区帰宅困難者対策協議会を基本とした構成員の拡充等についても検討する。

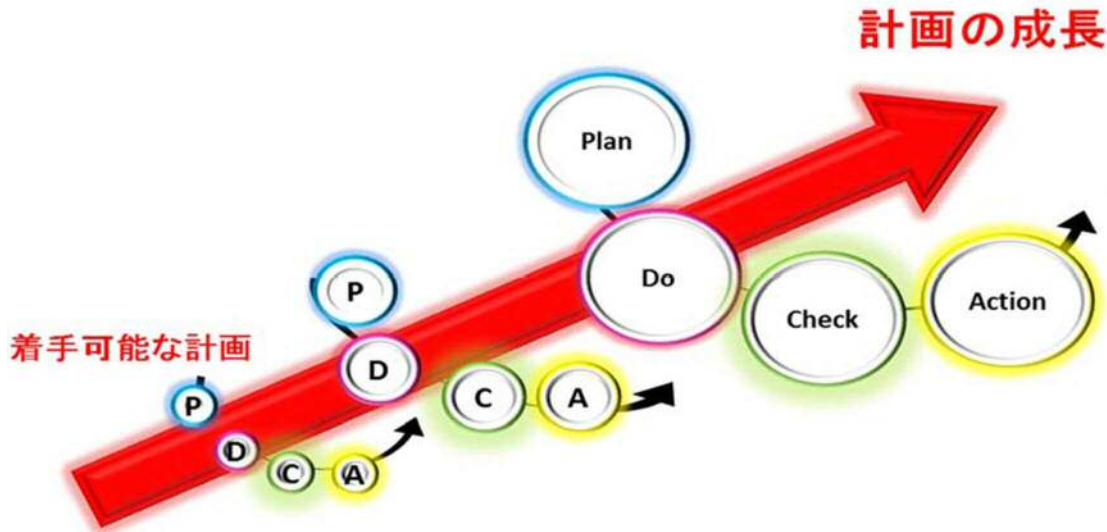


図 2-4 成長する計画（PDCA サイクルによる計画のスケールアップ）のイメージ

参考－1 用語の定義

【行動】

避難	大規模地震発生時に、身に迫った危険を避けるため、安全な場所に移動すること
退避	大規模地震発生時に、安全が確認されるまでの間、一時的に安全な場所に移動すること
一斉帰宅抑制	大規模地震発生時に、一斉に帰宅行動をとった場合、鉄道駅周辺や路上に膨大な滞留者が発生し、応急対策活動の妨げとなるなどの混乱が生じる恐れがあるため、むやみに移動を開始しないよう呼びかけ等を行うこと（名古屋市地域防災計画においても「むやみに移動（帰宅）を開始しない」ということが帰宅困難者対策の基本原則として記載されている）

【ひと】

滞在者	地区内に出勤・登校目的で来ている人（従業者及び通学者）
従業者	地区内に出勤目的で来ている人
通学者	地区内に登校目的で来ている人
居住者	その地域で居住している人
来訪者	地区内に買物・出張等で来ている人
帰宅困難者	滞在者・来訪者のうち、自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な人
帰宅困難来訪者	帰宅困難者のうち、滞在者で勤務先・通学先の建築物が倒壊の恐れがある等滞在場所を確保できなかった者及び来訪者
施設管理者等	企業・学校・駅・大規模集客施設・一時退避場所・退避施設・避難場所等・徒歩帰宅支援ステーション等の管理者・所有者・占有者
事業者	交通事業者・ライフライン事業者・施設管理者等

【施設】

都市再生安全確保施設	都市再生特別措置法第19条の15により規定される、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために必要な施設として、その整備等についてエリア防災計画に定められたもの。 以下の「一時退避場所」「退避施設」がそれに該当する。
一時退避場所	大規模地震発生時に、施設の安全性が確認されるまでの間、滞在者・来訪者が一時的に退避するための場所（金山駅周辺地区エリア防災計画に定める都市再生安全確保施設）
退避施設	発災から24時間限度として帰宅困難来訪者を受け入れるための施設で、帰宅困難来訪者が安全に風雨をしのぐことのできる施設（金山駅周辺地区エリア防災計画に定める都市再生安全確保施設）
広域避難場所等	名古屋市地域防災計画において指定されている広域避難場所及び一時避難場所。大規模地震発生時に発生する延焼火災やその他の危険から、避難者の生命を保護するために、必要な面積を有する大規模公園、緑地、耐火建築物地域等のオープンスペース

参考－2 「退避施設開設・運営ガイドライン（試行版）」の概要

1. 基本的な考え方

「金山駅周辺地区エリア防災計画」を補足するものとして、帰宅困難来訪者を受け入れる退避施設の開設・運営や、平常時の備え等に関する基本的な考え方を示したもので、本ガイドラインを参考に、地域関係者の理解促進と今後の積極的な事業参画、また、各施設において運用マニュアルの作成をお願いするものである。

退避施設とは	<ul style="list-style-type: none">・発災から 24 時間を限度として帰宅困難来訪者を受け入れる施設・帰宅困難来訪者が安全に風雨をしのぐことのできる施設・1 人当たり 1.65 m²を目安に帰宅困難来訪者の受入を行う施設・昭和 56 年の建築基準法施行令改正による新耐震基準により建築された建物 (耐震診断等により安全性が確認された建物や地下構造物も含む)
--------	--

2. 平常時の備え

(1) 運営マニュアルの作成及び運営体制の取決め

発災時に退避施設を速やかに開設、運営できるよう運営マニュアルをあらかじめ作成しておくとともに、運営要員の確保等、運営体制についても取り決めておく。

(2) 従業者等への周知

従業者等に対し、発災時の施設内待機及び退避施設の運営計画について周知する。

(3) 施設利用者への啓発

「むやみに移動を開始しない」という基本原則、退避施設とは「発災から 24 時間を限度として」「帰宅困難来訪者が安全に風雨をしのぐことのできる施設」であり、長期間にわたり避難するための施設とは異なることを平常時から啓発する。

(4) 施設の安全確保

建物の耐震性の確保、家具類の転倒・落下・移動防止対策、ガラス飛散防止対策等に努める。また、可能な範囲で災害時の停電等に備える。

(5) 情報の収集及び伝達の手段確保（退避施設及び一時退避場所における備え）

退避施設では、情報を収集するための手段及び滞在者に情報を伝達するための手段を確保する。なお、一時退避場所においても可能な範囲で情報伝達できると望ましい。

(6) 安否確認手段の確保

滞在者・来訪者が家族等と安否確認を行えるよう、災害用伝言板サービス等の使い方の説明体制及び通信手段を整備する。

(7) 備蓄の確保及び配布ルールの取決め

受入時間が 24 時間であることを前提として可能な範囲で備蓄に努めるとともに、配布ルールについても取り決めておく。

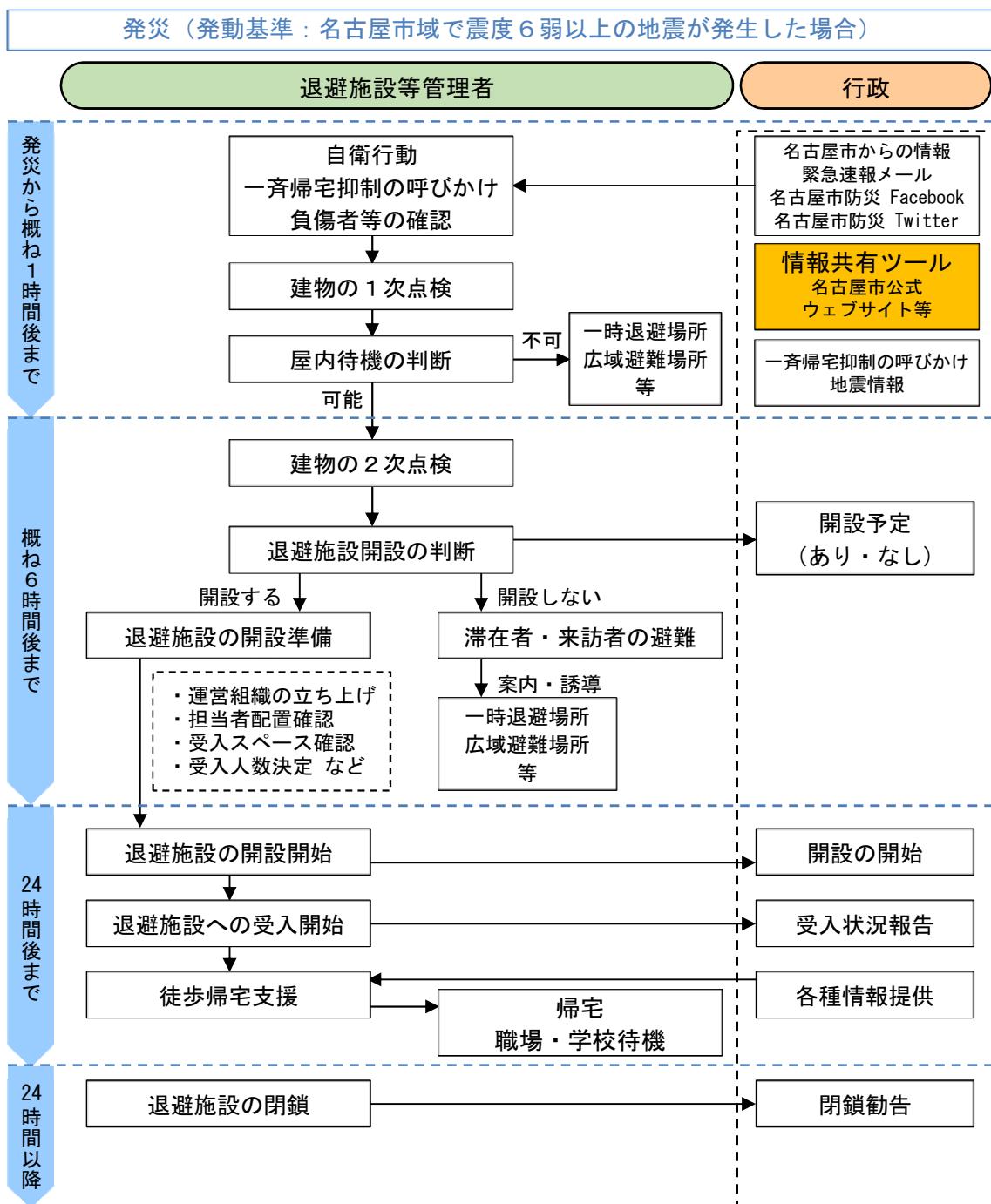
(8) 帰宅ルールの取決め

帰宅時間の集中を回避するため、帰宅する方面等を踏まえて段階的に帰宅する順番を取り決めておく。

(9) 訓練の実施

退避施設の開設に関する訓練を定期的に実施して手順を確認し、必要に応じて検証結果を運営マニュアルに反映させる。

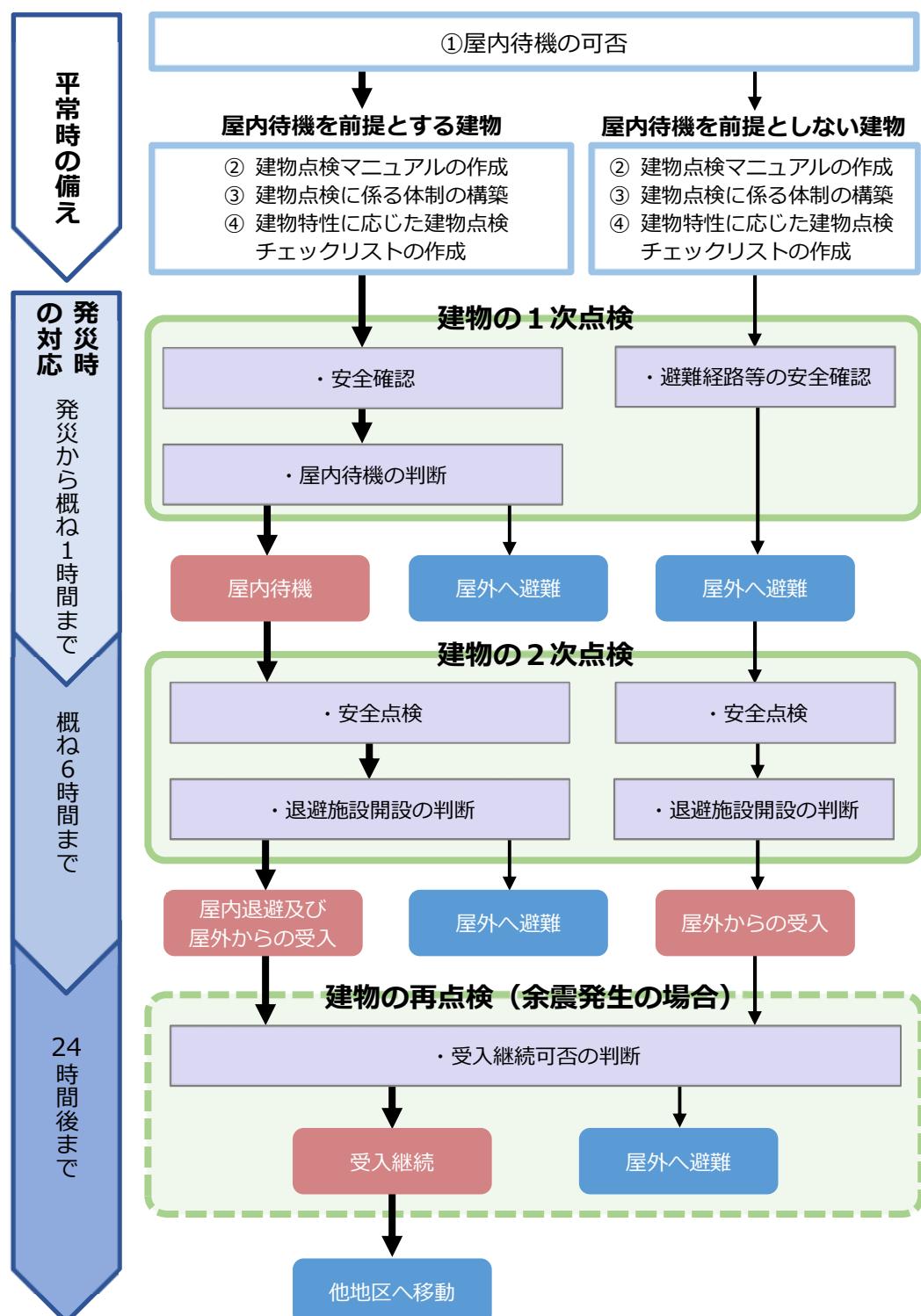
3. 発災時の対応



- ・帰宅困難来訪者を受け入れる際には、帰宅困難来訪者に退避施設利用条件を示した利用承諾書へ署名後、受け入れるものとする。ただし、退避施設の利用状況等により利用承諾書への署名が困難な場合は、利用規約の掲示、利用規約の配布など、受入条件の周知徹底を図る。
- ・余震発生の際は、余震の大きさに応じて適宜、建物の再点検を行うとともに、点検結果を踏まえ所要の対応を行う。

4. 退避施設の建物点検要領

退避施設として開設し、運営するために必要な建物点検に係る対応は以下に示すとおりである。



(1) 平常時の備え

ア) 屋内待機の可否

- ・大規模地震の発生直後は、大量の滞在者・来訪者が屋外に出ることによる地区内の混乱の発生が想定されるため、屋内待機が望ましい。
- ・建物によっては耐震性や業務形態、人員体制などの条件により、屋内待機を前提としないことも考えられるため、屋内待機の可否についてあらかじめ決めておく。

イ) 建物点検に係る体制の構築

- ・建物点検は、基本的には2人1組で行う。
- ・災害時には必要な人員確保が困難な場合も想定されるため、専門知識・経験を有する社員だけでなく、一般的な社員も組み込んだ人員・体制を事前に構築しておく。

ウ) 建物特性に応じた建物点検チェックリストの作成

- ・本ガイドラインを参考に自社建物の特性に合わせたチェックリストを事前に作成する。

【建物分類毎の点検項目の特徴（例）】

- ・業務ビル … 一般的な点検項目
- ・商業（飲食店含む） … 業務ビルに比べ、火災、ガス漏れの有無等の点検項目が多い
- ・地下街 … 地上との出入り口などとのジョイント部の点検が必要
- ・小規模ビル … 液状化による影響を受けやすい … など

(2) 発災時における建物点検の実施

ア) 1次点検

時 期	発災から概ね1時間後までに
範 囲	自社建物及び自社敷地内
項 目	室内照明の落下状況やその可能性、ガラス窓の破損状況、什器の転倒状況やその可能性など、身の回りの安全性を目視確認する。

【点検後の滞在者・来訪者への対応】

- ①屋内待機を前提とする建物：屋内待機又は一時退避場所へ避難
- ②屋内待機を前提としない建物：避難経路等の安全確認を行った後、一旦一時退避場所へ避難

イ) 2次点検

時期	発災から概ね1時間後から概ね6時間後までに				
範囲	自社建物内及び自社敷地内（可能であれば、近隣歩道上の安全性についても確認）				
項目 (共通)	建物の強度に係る部分等の建物全体を専門的な視点から慎重かつ速やかに点検する。 <table border="1"><tr><td>施設全体</td><td>建物・躯体（傾斜・沈下）、外部階段（落下・転落の危険性）、隣接建物（傾斜）、周辺地盤（陥没・隆起）</td></tr><tr><td>施設内部</td><td>床（傾斜・陥没）、廊下・階段・壁（ひび割れ・剥離）、天井・照明（落下）、火災・ガス漏れ、防災設備・消火設備（故障）、電力（供給停止）、上水道（漏水）</td></tr></table>	施設全体	建物・躯体（傾斜・沈下）、外部階段（落下・転落の危険性）、隣接建物（傾斜）、周辺地盤（陥没・隆起）	施設内部	床（傾斜・陥没）、廊下・階段・壁（ひび割れ・剥離）、天井・照明（落下）、火災・ガス漏れ、防災設備・消火設備（故障）、電力（供給停止）、上水道（漏水）
施設全体	建物・躯体（傾斜・沈下）、外部階段（落下・転落の危険性）、隣接建物（傾斜）、周辺地盤（陥没・隆起）				
施設内部	床（傾斜・陥没）、廊下・階段・壁（ひび割れ・剥離）、天井・照明（落下）、火災・ガス漏れ、防災設備・消火設備（故障）、電力（供給停止）、上水道（漏水）				

【点検後の帰宅困難来訪者への対応】

- ①屋内待機を前提とする建物：屋内の退避場所へ誘導（受入れ）又は屋外へ避難
- ②屋内待機を前提としない建物：可能な場合は受入れ

参考－3 「情報伝達ガイドライン」の概要

1. 基本的な考え方

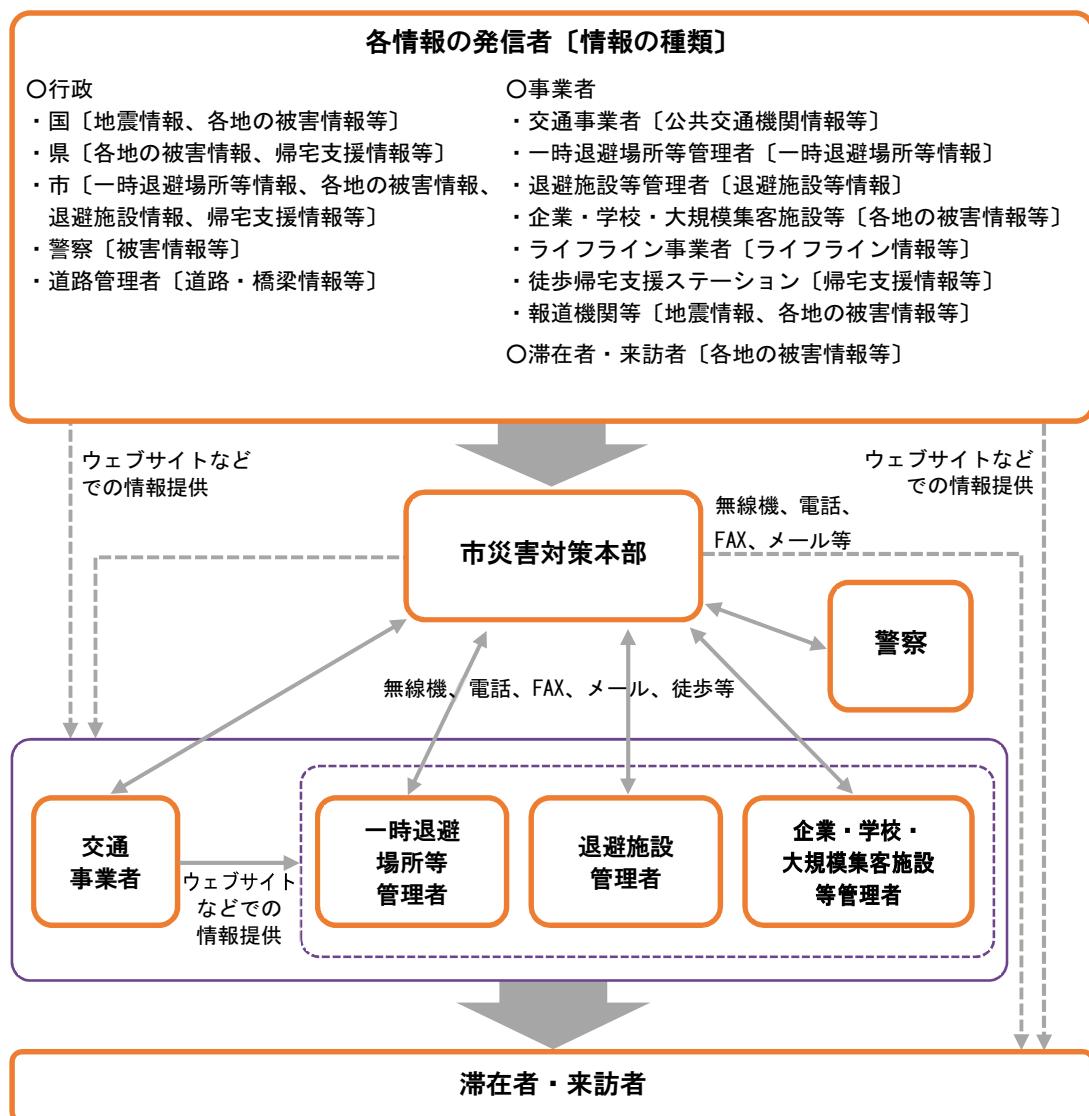
本ガイドラインは、金山駅周辺地区における帰宅困難者対策に係る情報伝達に関する基本的な考え方を示したもので、発災時に地区内の事業者・関係者に、いつどのような情報を提供すべきか、滞在者・来訪者はいつどこでどのような情報をどのように入手できるか、また、平常時の備えとしてそれぞれが何をしておくべきか等を整理するものである。

2. 発災時に提供が求められる情報

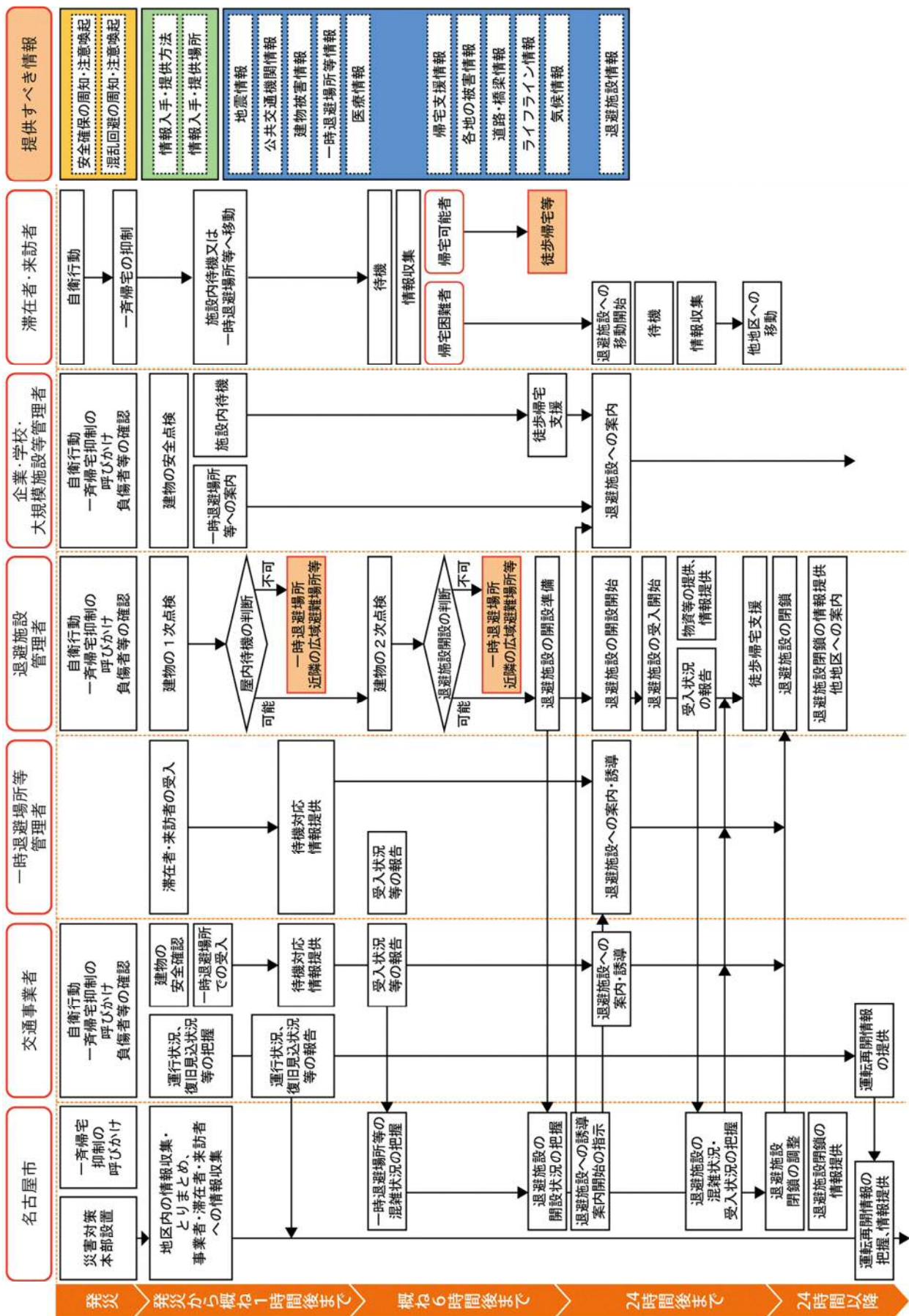
区分	種類	内容	情報の提供時間退位			
			発災	1時間後	6時間後	24時間後
注 周 意 知 喚 ・ 起	安全確保の周知 ・ 注意喚起	自衛行動の呼びかけ、危険箇所に係る注意喚起、避難情報				
	混乱回避の周知 ・ 注意喚起	一斉帰宅抑制、勤務先や通学先での待機呼びかけ				
周 知 ・ 注 意 喚 ・ 起	情報入手・提供方法	各種ウェブサイト、SNS(フェイスブック・ツイッター)、災害用伝言板等のアドレス及び使用方法				
	情報入手・提供場所	通信スポット、公衆電話、大型ビジョン、デジタルサイネージ、掲示板等の場所				
滯在者 ・ 来訪者 を 安 全 に 退 避 ・ 帰 宅 さ せ る た め の 情 報	地震情報	震源地、震度、余震等				
	公共交通機関情報	鉄道・地下鉄・バス等の被害情報、運行情報、復旧見込情報等				
	建物被害情報	屋内待機可否、建物点検結果				
	一時退避場所等情報	一時退避場所・広域避難場所等の場所、混雑状況				
	医療情報	病院、薬局、救護施設等				
	帰宅支援情報	徒步帰宅支援ステーション、徒步帰宅経路、道路の通行可否、代替輸送等についての情報				
	各地の被害情報	現在地や居住地等の被害情報				
	道路・橋梁情報	通行止め、危険箇所等				
	ライフライン情報	電気・水道・ガス・通信等の被害、復旧情報等				
	気候情報	雨の情報、気温				
	退避施設情報	場所、開設状況、混雑状況、受入可否				

3. 情報伝達の体制

滞在者・来訪者への情報伝達にあたっては、発信者から直接情報を提供できる場合と、市災害対策本部及び地区内の事業者を通じて情報を提供できる場合がある。これらの情報を滞在者・来訪者に対して混乱なく、かつ円滑に提供するためには、発災時の情報伝達の流れを平常時から把握しておくことが重要である。



4. 情報提供の基本的な流れ



※ 各情報の提供・報告は可能な範囲で実施することとする。

5. 平常時の備え

(1) 啓発の実施

行政と事業者が連携し、発災時に備え一人ひとりが平常時から行うべき取組みが認識されるよう、帰宅困難者対策に係る啓発を平常時から継続的に行う。

(2) 情報伝達体制の構築

発災時に必要な情報が伝達できるよう、地区内における情報伝達体制を平常時から確立しておく必要がある。具体的には、情報伝達のルールや流れについて共通認識を持ち連携に努めること、情報伝達に必要な機器の確保・整備に努めることが必要であるとともに、本情報伝達ガイドラインを地域で周知・確認しておくことも重要である。

○連絡機器の確保（防災無線）

- ・一時退避場所や退避施設等の管理者間で情報伝達をするためのデジタル簡易無線機等を常備。

○連絡簿の作成と定期更新

- ・関係機関の連絡先と連絡窓口・担当者等を掲載した連絡簿を関係者全員で共有し、定期的に更新（年1回程度）。

○訓練・研修等による人材育成

- ・災害や情報収集伝達に関する訓練や研修を通して人材を育成。

○情報共有ツールの構築

- ・関係機関で情報を共有するための基盤を構築。

(3) 情報入手・提供方法と場所の周知

行政と事業者が連携し、発災時に滞在者・来訪者が必要な情報を収集できるよう、各種情報の入手・提供方法（各種ウェブサイト、SNS、災害用伝言板等）、場所（Wi-Fi等の通信スポットの場所等）に関する情報を、平常時から把握しておく。

(4) 各施設内における情報伝達環境の整備

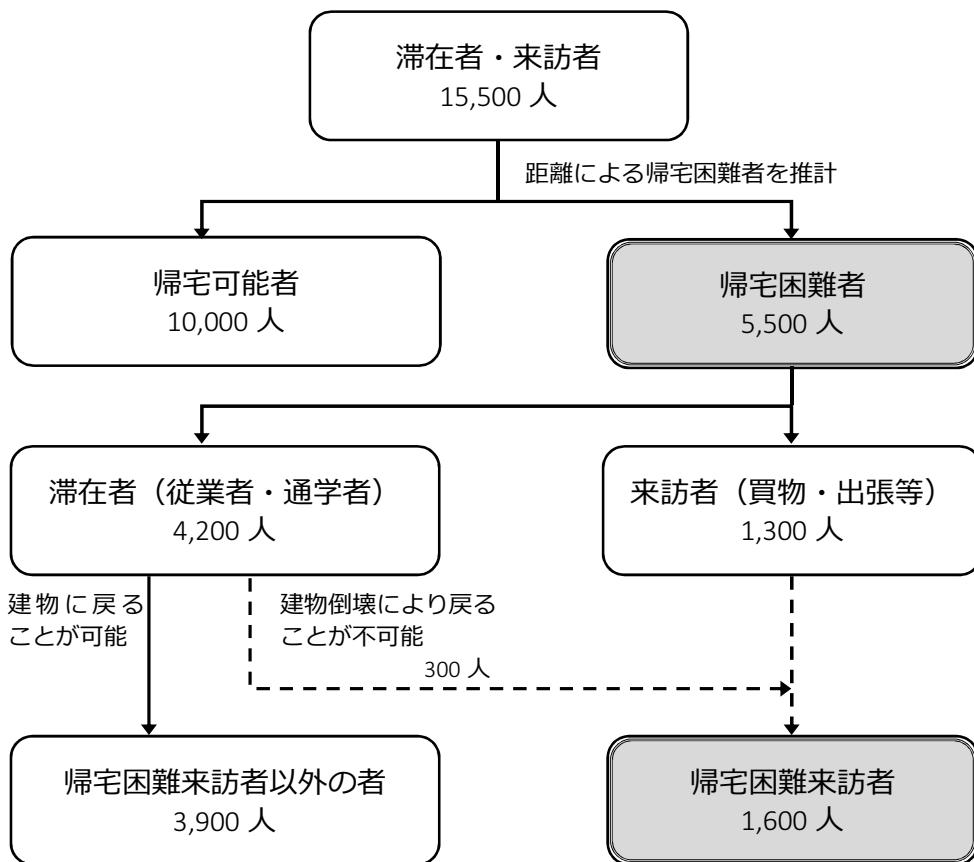
事業者は、発災時、施設内待機する滞在者・来訪者が自ら判断し行動するために適宜必要な情報を提供できるよう、各施設内における情報伝達環境を平常時から整備しておく。

(5) 安否確認手段・情報入手方法と場所の確認

発災時に帰宅困難者になる場合に備え、一人ひとりが平常時から備えておく必要があり、具体的には、家族等との安否確認手段の確保、各種情報の入手・提供方法（各種ウェブサイト、SNS、災害用伝言板等）、場所（Wi-Fi等の通信スポットの場所等）の確認等を行っておく。

参考－4 帰宅困難者等の推計について

平日 11 時における帰宅困難者数等は以下のように推計した。



※ 第5回中京都市圏パーソントリップ調査（平成23年）をもとにした平日11時における推計